

事務連絡
令和2年10月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
の訂正について

「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
(令和2年10月6日付け薬生発1006第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) について、下記のとおり誤りがありましたので、本事務連絡別添に差し替え
いただきますようお願いいたします。

記

正	誤
第4 留意事項 (3) 上記第 <u>2</u> (1)又は(2)の変更届出書及び新たな役員の診断書に加え、変更後の担当役員の業務分担を示す組織図及び登記の謄本を添えて提出することが望ましいこと。	第4 留意事項 (3) 上記第 <u>1</u> (1)又は(2)の変更届出書及び新たな役員の診断書に加え、変更後の担当役員の業務分担を示す組織図及び登記の謄本を添えて提出することが望ましいこと。

※下線部が訂正箇所

以上